

8 資 料

- (1) 税率等一覧(平成30年度)
- (2) 最近の主な税制改正一覧

(1) 税率等一覧 (平成 30 年度)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																
市民税	個人	<p>○均等割 3,500 円</p> <p>○所得割 課税標準額の 6%</p>																																
	法人	<p>○均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>5 万円 (注 1)</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50 人超</td> <td>12 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 千万円超 1 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 億円超 10 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>50 人以下</td> <td>41 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 億円超 50 億円以下</td> <td>50 人超</td> <td>175 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>300 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社</td> <td>12.1% (14.7%)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>9.7% (12.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年 10 月 1 日より前に開始された事業年度分については () の税率</p>	資本金等の額	従業者数	税 率	1 千万円以下	50 人以下	5 万円 (注 1)	1 千万円以下	50 人超	12 万円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円	50 人超	15 万円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円	50 人超	40 万円	10 億円超	50 人以下	41 万円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円	50 人超	300 万円	条 件	税 率	次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社	12.1% (14.7%)	上記以外
資本金等の額	従業者数	税 率																																
1 千万円以下	50 人以下	5 万円 (注 1)																																
1 千万円以下	50 人超	12 万円																																
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円																																
	50 人超	15 万円																																
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円																																
	50 人超	40 万円																																
10 億円超	50 人以下	41 万円																																
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円																																
	50 人超	300 万円																																
条 件	税 率																																	
次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社	12.1% (14.7%)																																	
上記以外	9.7% (12.3%)																																	
固定資産税	○土地・家屋・償却資産の所有者	<p>○課税標準額の 1.4%</p> <p>※免税点 土 地 30 万円 家 屋 20 万円 償却資産 150 万円</p>																																
都市計画税	○市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	<p>○課税標準額の 0.3%</p> <p>※免税点 固定資産税と同じ</p>																																
特別土地保有税	○土地の保有者又は取得者 ※平成 15 年度以後の新規課税停止	<p>○保有分 土地の取得価格の 1.4% (固定資産税相当額を控除) ※免税点 5,000 m²</p> <p>○取得分 土地の取得価格の 3% (不動産取得税相当額を控除) ※免税点 5,000 m²</p>																																
国有資産等所在市町村交付金	○国又は地方公共団体が所有する固定資産で貸付資産等	○算定標準額の 1.4%																																

(1) 税率等一覧 (平成 30 年度) (つづき)

市 た ば こ 税	○売渡し等に係る製造たばこの卸 売販売業者等	<table border="1"> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>旧 3 級品の紙巻たばこ</td> <td>4,000 円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>5,692 円/千本</td> </tr> </table>		たばこの区分	税 率	旧 3 級品の紙巻たばこ	4,000 円/千本	上記以外の製造たばこ	5,692 円/千本																																																																																				
たばこの区分	税 率																																																																																												
旧 3 級品の紙巻たばこ	4,000 円/千本																																																																																												
上記以外の製造たばこ	5,692 円/千本																																																																																												
軽 自 動 車 税	○原動機付自転車・軽自動車・小 型特殊自動車・二輪の小型自動 車の所有者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc 以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50cc 超 90cc 以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 超 125cc 以下</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>軽二輪車</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽 三 輪 車</td> <td>旧税率</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">乗 用</td> <td rowspan="6">自 家 用</td> <td>旧税率</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">営 業 用</td> <td>旧税率</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨 物 用</td> <td>旧税率</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨 物 用</td> <td>旧税率</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農耕用</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊作業用</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	2,000 円	50cc 超 90cc 以下	2,000 円	90cc 超 125cc 以下	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪車	3,600 円	軽 三 輪 車	旧税率	3,100 円	重課税率	4,600 円	新税率	3,900 円	電気自動車	1,000 円	グリーン化特例①	2,000 円	グリーン化特例②	3,000 円	乗 用	自 家 用	旧税率	7,200 円	重課税率	12,900 円	新税率	10,800 円	電気自動車	2,700 円	グリーン化特例①	5,400 円	グリーン化特例②	8,100 円	営 業 用	旧税率	5,500 円	重課税率	8,200 円	新税率	6,900 円	電気自動車	1,800 円	グリーン化特例①	3,500 円	グリーン化特例②	5,200 円	貨 物 用	旧税率	4,000 円	重課税率	6,000 円	新税率	5,000 円	電気自動車	1,300 円	グリーン化特例①	2,500 円	グリーン化特例②	3,800 円	貨 物 用	旧税率	3,000 円	重課税率	4,500 円	新税率	3,800 円	電気自動車	1,000 円	グリーン化特例①	1,900 円	グリーン化特例②	2,900 円	農耕用		2,400 円	特殊作業用		5,900 円	二輪の小型自動車		6,000 円
区分		税率																																																																																											
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	2,000 円																																																																																											
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円																																																																																											
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円																																																																																											
	ミニカー	3,700 円																																																																																											
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪車	3,600 円																																																																																											
	軽 三 輪 車	旧税率	3,100 円																																																																																										
		重課税率	4,600 円																																																																																										
		新税率	3,900 円																																																																																										
		電気自動車	1,000 円																																																																																										
		グリーン化特例①	2,000 円																																																																																										
		グリーン化特例②	3,000 円																																																																																										
	乗 用	自 家 用	旧税率	7,200 円																																																																																									
			重課税率	12,900 円																																																																																									
			新税率	10,800 円																																																																																									
			電気自動車	2,700 円																																																																																									
			グリーン化特例①	5,400 円																																																																																									
			グリーン化特例②	8,100 円																																																																																									
		営 業 用	旧税率	5,500 円																																																																																									
			重課税率	8,200 円																																																																																									
			新税率	6,900 円																																																																																									
			電気自動車	1,800 円																																																																																									
			グリーン化特例①	3,500 円																																																																																									
			グリーン化特例②	5,200 円																																																																																									
			貨 物 用	旧税率	4,000 円																																																																																								
重課税率				6,000 円																																																																																									
新税率	5,000 円																																																																																												
電気自動車	1,300 円																																																																																												
グリーン化特例①	2,500 円																																																																																												
グリーン化特例②	3,800 円																																																																																												
貨 物 用	旧税率	3,000 円																																																																																											
	重課税率	4,500 円																																																																																											
	新税率	3,800 円																																																																																											
	電気自動車	1,000 円																																																																																											
	グリーン化特例①	1,900 円																																																																																											
	グリーン化特例②	2,900 円																																																																																											
農耕用		2,400 円																																																																																											
特殊作業用		5,900 円																																																																																											
二輪の小型自動車		6,000 円																																																																																											

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率
事 業 所 税	○事業所等において事業を行う法人 又は個人	○資産割 事業所床面積 1㎡あたり 600 円 ※免税点 事業所床面積 1,000 ㎡ ○従業者割 従業者給与総額の 0.25% ※免税点 従業者数 100 人
入 湯 税	○鉱泉浴場において入湯する入湯客 ※課税免除の規定により現在課税 施設なし	○1人1日 150 円
国民健康保険税	○世帯主	○医療給付費分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×7.2% ②資産割 当該年度分の固定資産税額×15% (土地及び家屋) ③均等割 被保険者1人につき 14,300 円 ④平等割 1世帯につき 16,000 円 ①～④の合計額 ※54万円超の場合は 54 万円 ○後期高齢者支援金等分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×2.6% ②均等割 被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※19万円超の場合は 19 万円 ○介護納付金分 ※40歳以上 65歳未満の被保険者のみ ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×1.5% ②均等割 該当被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※16万円超の場合は 16 万円

(2)最近の主な税制改正一覧

【平成25年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																							
全 税 目	延滞金の特例 基準割合の改 正	<p>延滞金の計算根拠が変更した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>14.6%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>納期限の1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th colspan="2">特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.6%</td> <td>特例基準割合(※2) +7.3%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合(※2) +1.0%</td> <td>2.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。現行の特例は「商業手形の基準割引率+4.0%」 ※2 財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に1.0%を加算した割合。</p>		現行		本則	特例 (※1)	延滞金	14.6%	-	納期限の1か月以内	7.3%	4.3%	改正後			本則	特例		14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.0%	7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.7%	平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用	25
	現行																										
	本則	特例 (※1)																									
延滞金	14.6%	-																									
納期限の1か月以内	7.3%	4.3%																									
改正後																											
本則	特例																										
14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.0%																									
7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.7%																									
市たばこ税	税率の改正 (県・市間調整による税率の引き上げ)	①旧3級品以外のたばこ (1,000本につき) 市たばこ税 4,618円 → 5,262円 県たばこ税 1,504円 → 860円 ②旧3級品のたばこ (1,000本につき) 市たばこ税 2,190円 → 2,495円 県たばこ税 716円 → 411円	平成25年度分から	23																							
国民健康保険税	平等割額の軽減措置の延長	国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の被保険者が一人となる世帯の場合、5年間、平等割額が半額とする現行措置に加え、その後3年間は、平等割額の4分の1を減額とする。	平成25年度分から	24																							

【平成26年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
法人市民税	税率の改正	①標準税率 14.7% → 12.1% ②軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が年400万円以下の法人) 12.3% → 9.7%	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から	26
国民健康保険税	低所得世帯の軽減の拡大	所得が一定金額以下の世帯に対する被保険者均等割(均等割)と世帯別平等割(平等割)の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、国保加入者等の人数に世帯主を含めること、及び、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、1人当たりに乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げることにより、軽減対象世帯を拡大する。	平成26年度分から	25

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税・法人市民税・軽自動車税・事業所税・固定資産税・特別土地保有税	減免の申請期限の変更	市民税等の減免申請の期限 納期限前7日→納期限	平成27年度から	26

(2)最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																												
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	平成26年から平成29年までに住居に入居した者で所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額を個人住民税の所得割から控除する。 (平成26年1月～3月…最高9.75万円、平成26年4月～平成29年12月…最高13.65万円)	平成27年度分から	25																																																												
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 ①資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額(無償減資額)を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額(無償増資額)を加算する措置を講ずる。 ②資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	26																																																												
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">二 輪</td> <td rowspan="4">原 付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125cc超～250cc以下)等</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型特殊</td> <td rowspan="3">農耕用</td> <td>200cc以下</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="3">2,400円</td> </tr> <tr> <td>200cc超400cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400cc超</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の小型特殊</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	三 輪		3,100円	3,900円	二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円	200cc超400cc以下	1,200円	400cc超	1,800円	その他の小型特殊		4,700円	5,900円	平成27年度分から(初めての車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪車以上については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。) ※二輪、小型特殊に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。(平成27年度税制改正。)	26
区 分		税 率																																																														
		旧	新																																																													
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																												
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																												
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																												
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																												
三 輪		3,100円	3,900円																																																													
二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円																																																												
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円																																																												
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円																																																												
		ミニカー	2,500円	3,700円																																																												
	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円																																																												
	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円																																																												
小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円																																																												
		200cc超400cc以下	1,200円																																																													
		400cc超	1,800円																																																													
	その他の小型特殊		4,700円	5,900円																																																												

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分 所得割税率 6.5% → 7.2% (0.7%増) 資産割税率 30% → 27% (3%減) 均等割額 9,000円 → 10,500円 (1500円増) 平等割額 17,000円 → 16,000円 (1000円減) 賦課限度額 50万円 → 51万円 (1万円増)</p> <p>◆後期高齢者支援均等分 賦課限度額 12万円 → 16万円 (4万円増)</p> <p>◆介護納付金分 賦課限度額 9万円 → 14万円 (5万円増)</p>	平成27年度分 から	26
	子育て世帯への経済的な負担の緩和策	<p>平成27年度からの税率改正に伴い、子育て世帯などへの緩和措置を図るため、医療給付費分の均等割額を減額する。</p> <p>◆対象被保険者 平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた被保険者</p> <p>◆軽減額 対象被保険者1人あたりの医療給付費分均等割額の改正前と改正後の差額</p>	平成27年度分 のみ	26
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>軽減判定所得金額をあげることにより、軽減対象世帯の拡大を目指す。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円 + (24万5千円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下 ⇒ 33万円 + (26万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円 + (45万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下 ⇒ 33万円 + (47万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成27年度分 から	26

(2)最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成28年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																											
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	<p>仮特別徴収税額の計算方法を見直し、全体の特別徴収税額の平準化を図る。</p> <p>平準化を図るために、仮特別徴収税額が前年度分の公的年金等にかかる個人住民税額の2分の1に相当する額となる。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収が継続されることとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)×1/3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)×1/3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)×1/3			改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)×1/3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用。	25
		仮徴収			本徴収																										
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																								
改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)×1/3																											
改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)×1/3																											
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から (平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	<p>確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。</p>	平成28年度分から (平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄のたばこの特例税率を廃止し、改正条例附則において、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年度	2,925円	430円	平成29年度	3,355円	430円	平成30年度	4,000円	645円	平成31年度	5,262円	1,262円	平成28年度分から	27									
年度	税額	引上げ額																													
改正前	2,495円																														
平成28年度	2,925円	430円																													
平成29年度	3,355円	430円																													
平成30年度	4,000円	645円																													
平成31年度	5,262円	1,262円																													

【平成28年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																				
軽自動車税	税率の改正	<p>最初の新規検査から14年目以降の軽四輪車等について、加算した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円	営 業 用	5,500円	8,200円	四輪以上	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円	営 業 用	3,000円	4,500円	三 輪			3,100円	4,600円	平成28年度分 から	26									
	区 分				税 率																																			
旧			新																																					
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円																																				
		営 業 用	5,500円	8,200円																																				
四輪以上	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円																																				
		営 業 用	3,000円	4,500円																																				
三 輪			3,100円	4,600円																																				
軽自動車税	税率の改正	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成28年度分	26
区 分		標準税率	A	B	C																																			
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																		
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																		
四輪以上	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																		
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																		
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																			
国民健康保険税	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(26万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(47万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成28年度分 から	27																																				

(2)最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成29年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	金融所得課税の一体化	金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する。	平成28年1月1日以後に支払を受けるものから	25																																			
	給与所得控除の見直し	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について230万円の上限を設ける。	平成29年度分から	26																																			
	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることを明確化する。	平成29年度分から	29																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成29年度分	28
区 分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	国民健康保険税賦課限度額の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 51万円→54万円 ○後期高齢者支援金等分 16万円→19万円 ○介護納付金分 14万円→16万円	平成29年度分から	28																																			
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方	平成29年度分から	28																																			

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度															
個人市民税	給与所得控除の見直し	給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除額について220万円の上限を設ける。	平成30年度分から	26															
	医療費控除の特例の創設	特定健康検査の受診等をした者が医療用から転用された医薬品を購入した場合であって、当該医薬品の購入額が1万2,000円を超えるときは、1万2,000円を超えた金額について総所得金額から控除できる制度を創設。この特例を選択した場合の控除の上限額は8万8,000円で、医療費控除との併用は不可。	平成30年度分から	28															
法人市民税	控除対象所得税額等相当額の税額控除の創設	外国子会社合算税制等の適用がある場合に、外国関係会社等に対して課された所得税等について、内国法人の税額から控除する仕組みを整備した。	平成30年4月1日以後に開始する事業年度分から	29															
市たばこ税	税率の改正 (旧3級品以外)	旧3級品以外の市たばこ税について、段階的に税率を引き上げる。 《年度ごとの税率(1,000本につき)》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,522円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	改正前	5,262円		平成30.10.1～	5,692円	430円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,522円	430円	平成30年10月1日分から	30
	年度	税 額	引上げ額																
改正前	5,262円																		
平成30.10.1～	5,692円	430円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,522円	430円																	
	税率の改正 (旧3級品)	旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄の市たばこ税について、税率の引上げ時期を見直す。(H28年度改正も参照) 《年度ごとの税率(1,000本につき)》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30.4.1～</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>1,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,522円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	平成30.4.1～	4,000円		平成31.10.1～	5,692円	1,692円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,522円	430円	平成30年10月1日分から	30
年度	税 額	引上げ額																	
平成30.4.1～	4,000円																		
平成31.10.1～	5,692円	1,692円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,522円	430円																	

(2)最近の主な税制改正一覧(つづき)

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																					
軽自動車税	税率の改正	<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用		6,900円	1,800円	3,500円	5,200円		貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成30年度分	29
	区 分		標準税率	A	B	C																																			
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																			
	営 業 用		6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																			
	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																			
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																			
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																				
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分 資産割税率 27% → 15%(12%減) 均等割額 10,500円 → 14,300円(3,800円増) ◆介護納付金分 所得割税率 0.97% → 1.5%(0.53%増) 均等割額 6,700円 → 11,000円(4,300円増)</p>	平成30年度分 から	29																																					
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(50万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成30年度分 から	29																																					

【平成31年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																																																																			
個人市民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>①配偶者特別控除について、控除対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下となる。</p> <p>②配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は控除対象外となる。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="2">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>33(38)万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 449,999円</td> <td>33万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>450,000～ 499,999円</td> <td>31万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>500,000～ 549,999円</td> <td>26万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>550,000～ 599,999円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>600,000～ 649,999円</td> <td>16万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>650,000～ 699,999円</td> <td>11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>700,000～ 749,999円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>750,000～ 759,999円</td> <td>3万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>760,000円～</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="4">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円 以下</th> <th>950万円超 1,000万円 以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>22(26)万円</td> <td>11(13)万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 900,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>900,001～ 950,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>950,001～ 1,000,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～ 1,050,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～ 1,100,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,110,001～ 1,150,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～ 1,200,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～ 1,230,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,230,001円～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得		1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円	配偶者特別控除	380,001～ 449,999円	33万円	—	450,000～ 499,999円	31万円	—	500,000～ 549,999円	26万円	—	550,000～ 599,999円	21万円	—	600,000～ 649,999円	16万円	—	650,000～ 699,999円	11万円	—	700,000～ 749,999円	6万円	—	750,000～ 759,999円	3万円	—	760,000円～	—	—	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得				900万円以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—	配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—	900,001～ 950,000円	31万円	21万円	—	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—	1,110,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—	1,230,001円～	—	—	—	—	平成31年度分 から	29
		控除区分			配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																	
			1,000万円以下	1,000万円超																																																																																																			
		配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円																																																																																																		
		配偶者特別控除	380,001～ 449,999円	33万円	—																																																																																																		
			450,000～ 499,999円	31万円	—																																																																																																		
			500,000～ 549,999円	26万円	—																																																																																																		
			550,000～ 599,999円	21万円	—																																																																																																		
			600,000～ 649,999円	16万円	—																																																																																																		
			650,000～ 699,999円	11万円	—																																																																																																		
700,000～ 749,999円	6万円		—																																																																																																				
750,000～ 759,999円	3万円		—																																																																																																				
760,000円～	—	—																																																																																																					
控除区分	配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																					
		900万円以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下	1,000万円超																																																																																																		
配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—																																																																																																		
配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—																																																																																																		
	900,001～ 950,000円	31万円	21万円		—																																																																																																		
	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—																																																																																																		
	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—																																																																																																		
	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—																																																																																																		
	1,110,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—																																																																																																		
	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—																																																																																																		
	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—																																																																																																		
	1,230,001円～	—	—	—	—																																																																																																		